

2019年8月9日

法務大臣 山下貴司様

庄司幸一さん、鈴木泰徳さんに対して死刑が執行されたことに強く抗議し、
死刑制度の廃止を求めます

8月2日東京拘置所において庄司幸一さん、福岡拘置所において鈴木泰徳さんの死刑が執行されたことに強く抗議します。

私たち日本キリスト教婦人矯風会は創立以来132年、平和と人権が尊重される社会の実現を願って活動をしてきました。全ての人の命は等しく尊重されるべきであると、矯風会は死刑の廃止を求めて度々要請してきました。

昨年12月17日国連総会は、死刑存置国に対して死刑廃止を視野に入れた死刑停止を求める7回目の決議を、加盟国193か国中、121か国のこれまでにない賛成票を得て採択しました。反対は35か国に減り、支持する国の増加は死刑廃止の世界の潮流がさらに進んでいることを如実に示しています。また、OECD加盟国のうち死刑存置国は、日本・韓国・米国の3か国ですが、韓国は停止状態、米国は廃止や、執行停止を宣言する州があるので、国家として存置しているのは、日本だけという状況です。

第二次安倍政権になって16回目、38人の方が処刑されています。被害者の無念、ご遺族の悲しみ、厳罰を望む気持ちに十分な支援と配慮がなされることは当然な事ですが、国家が生命を抹殺する死刑によって罪を犯した人を排除するだけでは解決になりません。

2020年はパラリンピック、オリンピックの開催国として、国の品格も問われます。現在も死刑存置国である日本政府は死刑制度の廃止に向けて真剣に検討することを強く要望します。

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5 (公財) 日本キリスト教婦人矯風会
電話 03-3361-0934 FAX 03-3361-1160